港長公示第5-45号

港則法第 39 条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年8月16日

京浜港長 (公印省略)

京浜港横浜区第5区海の公園前面海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域において、第 49 回金沢まつり花火大会が行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

#### 1 期 間

令和 5 年 8 月 26 日 (土) 1730 から、花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間 (概ね 2030 頃を予定)

## 2 区域(別図参照)

北緯 35 度 20 分 13.81 秒、東経 139 度 38 分 17.44 秒(世界測地系) を中心とした半径 250 メートルの円内海域

# 3 標 識 (別図参照)

上記2の区域南側海域(金沢漁港と八景島の間)に、赤旗及び青色閃 光灯付オレンジ塗浮標が4基設置される。

### 4 禁止事項

船舶は、上記1の期間及び2の区域において航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶を除く。

### 5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光 灯を点灯(夜間)した警戒船が上記3の標識南側海域に4隻、金沢八景 大橋北東側海域に1隻配備される。



赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標

